

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		（自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日）	（自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日）	（自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日）	（自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日）	（自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日）
連結経常収益	百万円	297,787	254,785	223,770	566,343	465,823
連結経常利益 （は連結経常損失）	百万円	5,390	18,214	26,888	72,659	24,441
連結中間純利益	百万円	11,062	16,883	20,350	—	—
連結当期純利益 （は連結当期純損失）	百万円	—	—	—	140,150	42,650
連結中間包括利益	百万円	—	6,825	25,305	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	14,977
連結純資産額	百万円	799,960	614,197	630,116	634,954	611,154
連結総資産額	百万円	12,183,520	10,464,094	8,940,569	11,376,767	10,231,548
1株当たり純資産額	円	312.05	232.54	214.07	232.72	205.83
1株当たり中間純利益金額	円	5.63	8.59	7.66	—	—
1株当たり当期純利益金額 （は1株当たり当期純損失金額）	円	—	—	—	71.36	21.36
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.0	4.4	6.4	4.0	5.3
連結自己資本比率（国内基準）	%	9.36	8.94	10.46	8.35	9.76
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,018,866	413,929	1,058,920	958,266	94,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,093,872	433,306	1,017,826	1,063,336	104,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	32,205	13,633	14,689	43,948	24,144
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高	百万円	376,046	339,956	244,638	334,238	300,474
従業員数	人	6,254	5,969	5,476	6,116	5,718
[外、平均臨時従業員数]		[1,879]	[2,051]	[1,578]	[1,939]	[1,692]

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間、平成23年度中間連結会計期間及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4．連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

5．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。なお、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6．平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第10期中 平成21年9月	第11期中 平成22年9月	第12期中 平成23年9月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
経常収益	百万円	109,049	113,563	86,376	217,868	191,860
経常利益（は 経常損失）	百万円	3,342	6,134	8,351	44,205	7,968
中間純利益	百万円	8,603	9,314	4,584	—	—
当期純利益（ は当期純損失）	百万円	—	—	—	47,644	11,170
資本金	百万円	476,296	476,296	512,204	476,296	512,204
発行済株式総数	千株	普通株式 2,060,346	普通株式 2,060,346	普通株式 2,750,346	普通株式 2,060,346	普通株式 2,750,346
純資産額	百万円	616,491	553,859	629,051	555,947	618,705
総資産額	百万円	11,023,737	9,682,847	8,080,974	10,488,567	9,258,002
預金残高	百万円	7,080,519	5,940,337	5,641,687	6,533,555	5,565,258
債券残高	百万円	528,260	429,048	315,890	487,513	352,570
貸出金残高	百万円	4,922,887	4,176,902	4,060,852	4,732,858	3,973,251
有価証券残高	百万円	3,729,688	3,089,106	2,636,008	3,674,523	3,701,794
1株当たり中間 純利益金額	円	4.38	4.74	1.72	—	—
1株当たり当期 純利益金額（ は1株当たり当 期純損失金額）	円	—	—	—	24.26	5.59
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり 配当額	円	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 1.00
自己資本比率	%	5.6	5.7	7.8	5.3	6.7
単体自己資本比 率（国内基準）	%	12.15	11.97	12.96	11.44	12.55
従業員数 [外、平均臨時従 業員数]	人	1,625 [229]	1,546 [288]	1,506 [344]	1,575 [218]	1,493 [334]

（注）1．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2．第10期（平成22年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、第10期中間会計期間（平成21年9月）、第11期中間会計期間（平成22年9月）、第12期中間会計期間（平成23年9月）及び第11期（平成23年3月）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、3「中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 4．単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

- 5．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。なお、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当行グループは、平成23年9月30日現在、当行、子会社204社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社123社、非連結子会社81社）及び関連会社17社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社16社、持分法非適用会社1社）で構成され、主に事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う『法人部門』と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に行う『金融市場部門』及び『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しております。

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から34まで）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、同有価証券報告書提出日以降に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします（以下の記述における項目番号は上記有価証券報告書の「事業等のリスク」における項目番号に合わせております）。なお、有価証券報告書からの変更点に関しては、__野で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 当行の経営戦略について

（前略）

〔個人業務〕

- ・平成13年6月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ATM、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組預金等を含めた新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務のサービスを開始するなど、外部との提携を含めた商品・サービスの拡充を図っております。

また、当行の安定した資金調達基盤の維持・向上の観点からも、個人預金の積み上げを推進してまいります。加えて、商品性の高い住宅ローンを、競争力のある適切な金利設定の下、インターネットを活用した効率的なマーケティングを通じてお客さまに提供してまいります。

- ・当行は、個人に対する幅広い金融ソリューションの提供によって収益機会の拡大が可能なコンシューマー・ファイナンス業務につくまして、以下のとおり、積極的に展開しております。

平成16年9月に大手信販会社である株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル、なお、アプラスは平成22年4月1日付けで組織再編を行っているが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して引き続き「アプラス」という。）を子会社化、平成19年12月13日に当行資本・業務提携先であったシンキ株式会社（以下「シンキ」という。）の新規普通株式を引受けて子会社化いたしました。さらに平成20年9月22日にGEコンシューマー・ファイナンス株式会社とその子会社を買収し当行グループの完全子会社としました（詳細は下記5.をご参照ください。）。なお、同社は平成21年4月より新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）に商号変更いたしました。これらに加え、新生プロパティファイナンス株式会社などの他のコンシューマーファイナンス業務を営む子会社と共に、当該業務を推進しております。

さらに、当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービスを開始いたしました。同業務の推進により、当行の新たな事業領域を創出し、収益力の向上を図るとともに、中長期的な視点から、健全な国内コンシューマーファイナンス市場の形成に貢献してまいります（詳細は後述の「8. 銀行本体による新たなコンシューマーファイナンス業務の展開」をご参照ください）。

消費者金融（コンシューマーファイナンス）分野につきましては、下記25.に記載のとおり上限金利の引下げ及び総量規制の導入や過払金の返還請求に伴う負担などにより取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高いコンシューマーファイナンスの事業基盤を構築してまいります。

（後略）

８．銀行本体による新たな消費者金融ファイナンス業務の展開

当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始いたしました。

国内の個人向け無担保ローン市場は、昨年6月に改正貸金業法が完全施行され、さらに貸し手の市場からの撤退も加速する中であって、大きく縮小しており、未曾有の転換点にあります。一方で、健全な借り手としての個人の小口金融に対するニーズは引き続き存在し、貸し手としては円滑かつ合理的にサービスを提供していくことが求められております。

こうした環境認識の下、当行は、既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で個人向け無担保ローンサービスを提供することにより、お客さまに対する訴求力を一層強めつつ、グループ会社と当行が蓄積してきた審査能力、マーケティングノウハウを融合してお客さまのニーズに円滑・迅速に対応することで、収益力の向上に繋げるとともに、中長期的な視点に立って、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。

当行が本体で上記サービスを開始するにあたって、当行は新生フィナンシャルから、「レイク」ブランドおよび無人店舗、ＡＴＭ、ＡＣＭ（自動契約機）、ウェブサイトやカスタマーサービスセンター等、事業展開に必要な資産を譲り受けました。また、マーケティング、契約の受付、顧客サービス、与信管理、債権管理等の業務は当行本体で行っており、これらの業務の体制構築のために、専門部署として当行個人部門消費者金融ファイナンス本部の中に「レイク事業部」を同年10月1日付けで新設いたしました。

さらに、新生フィナンシャルは、当行本体による個人向け無担保ローンについて保証サービスを提供いたします。なお、新生フィナンシャルの既存貸付債権の当行への譲渡は行わず、引き続き同社で管理いたします。本件事業譲渡後、同社は「レイク」ブランドは使用せず、「新生フィナンシャル」として既存のお客さまにサービスを提供いたします。同社については、これらの業務に加えて、他の金融機関向けの信用保証業務の拡大にも注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図ってまいります。

当行は、上記事業を展開することにより、収益力の向上と消費者金融ファイナンス業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

26．消費者金融ファイナンス業務にかかる法的規制等について

当行の消費者金融ファイナンス業務を行う子会社におけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。また、平成23年10月1日より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借り手の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。

平成22年6月18日に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20％であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

（後略）

30．当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。なお、当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けましたが、当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができました。今後も、政府が当行経営に必要な応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当行は、平成23年6月22日締結の基本合意書に基づき、平成23年9月30日付で当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成23年10月1日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

〔金融経済環境〕

当中間期（平成23年4月1日～平成23年9月30日）において、同年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」）により急激に落ち込んだ生産活動・個人消費は順次回復に向かっているものの、依然として被災地の復興、復興財源の捻出、福島原発事故の収束、電力供給の制約に対するエネルギー政策の再構築等といった、震災がもたらした諸課題が山積しております。また、ギリシャ問題をはじめとした欧州債務危機の高まり、欧米経済の停滞及び新興国の一部での成長の鈍化等により、世界経済に対する先行き懸念が増大し、国際金融市場が低迷するとともに、国内では厳しい雇用情勢やデフレ状況が続いていることから、景気の下振れ懸念も拭い切れず、日本経済の本格的な回復には今しばらく時間がかかると思われます。

このような状況にあって、この9月に発足した新政権においては、それまでの政治の停滞を打破して、山積する難題を適切かつ迅速に解決・実行することが強く求められておりますが、ねじれ国会等の政治状況を踏まえると、今後、政策実現には紆余曲折があることも予想されます。

こうした中、為替相場については、震災直後の急激な円高阻止に向けた国際協調介入の効果は長続きせず、特に当中間期後半は欧州債務危機や欧米経済の停滞等により再び円高に向かい、ユーロ円相場では9月末には約103円（3月末比約15円の円高）、ドル円相場では9月末には約77円（同比約6円の円高）となり、さらに10月以降も円高傾向が続いております。次に、国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、期初は1.3%前後で推移いたしましたが、国内外の厳しい経済状況等が影響して低下傾向となり、9月末には1.0%前後になりました。また、短期金利は引き続き低水準で推移いたしました。最後に、日経平均株価については、9月26日には終値ベースで今年最安値（当中間期末現在）の8,374円13銭を記録しており、また、9月末終値では8,700円29銭となって3月末終値に対して1,050円超の下落となりました。

〔事業の経過及び成果〕

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までを対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした中期経営計画を策定いたしました。現在、同計画の2年目に入っており、震災の影響等、当初想定していなかった厳しい事業環境下にありますが、引き続き、計画達成に向けて各業務に邁進しているところであります。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下の通りであります。

（法人業務）

当行グループは、平成23年4月1日付けで、主として法人のお客さまに関する業務において、従来の法人部門、マーケット・投資銀行部門の構成を、お客さまにあわせて、主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを行う「金融市場部門」に再編成いたしました。

このような新体制の下、引き続き事業法人・公共法人・金融法人のお客さまに対して、それぞれの顧客特性に向けた最適のソリューションの提供に努めております。具体的には、まず、ヘルスケアファイナンスをはじめとして、当行の独自性と特色を発揮でき、社会的ニーズや成長性が見込める業種・分野での確固たる地位の構築を図っております。次に、企業再生ビジネスについては、前連結会計年度に専門部署を設置する等、取り組みを強化しており、その成果の1つとして、この9月には株式会社企業再生支援機構の支援が決定しているコロナ工業株式会社（神奈川県横浜市）のベトナム工場建設に係るファイナンス契約を締結いたしました。また、新規貸出顧客の開拓等、顧客基盤の拡大にも引き続き注力するとともに、地域金融機関に対するシンジケートローンの組成への支援を強化しており、その第一弾として、この9月に株式会社大東銀行（福島県郡山市）が組成したシンジケートローンにコ・アレンジャー（副幹事行）として参加し、その円滑な組成を支援いたしました。さらに、不動産ノンリコースファイナンス、企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、クレジットトレーディング、アドバイザー、金融市場関連業務等について、引き続き強化・推進を図っており、一方で、自己勘定取引等で過去積み上がったノンコア資産の削減についても継続して推進しております。加えて、「法人部門」傘下の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、既存業務の推進はもとより、外食産業における店舗でのLED照明導入に伴うファイナンス、さらには風力発電事業に係るファイナンス等、環境経営を推進するお客さまに対する支援業務を拡充するとともに、高い専門性を有する米社との業務提携により、中古半導体製造装置の売買及びオペレーティング・リース事業に参入する等、新たなコアビジネスの確立に向けた取り組みを強化しております。

（個人業務）

当行グループは、個人部門において、銀行本体によるリテールバンキング業務、及び主に子会社によるコンシューマーファイナンス業務を積極的に推進してまいりました。

まず、リテールバンキング業務においては、引き続き、お客さまの多様な運用ニーズに対応した幅広い金融商品の提供及びユニークな商品設計を有する「パワースマート住宅ローン」の推進に努めました。このうち、ご退職されたお客さまのニーズに最適な金融商品を提供する資産運用コンサルティングサービスの充実を図るとともに、各地で資産運用セミナーを継続的に開催する等、お客さまにとって有益な情報の提供にも努めました。また、既に総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）をお持ちのお客さまにダイレクトメールでチューリッヒ保険会社の傷害保険をご提案する等、今までご来店の方が少なかったお客さまや若年層のお客さまとのリレーション強化にも注力しております。さらに、店舗、ＡＴＭ、コールセンター、インターネットといった顧客チャネルについて、引き続きその利便性の向上を重視した整備・充実を図りました。これらの施策が高い評価を受けていることもあって、個人のお客さまからの預金はビジネスの積極的な推進に十分な水準で推移しており、当行の安定的な資金調達基盤の確立に大いに貢献しております。

次にコンシューマーファイナンス業務においては、昨年６月の改正貸金業法の完全施行等により、取り巻く環境は厳しいものがありますが、引き続き当行グループ挙げての各子会社の経営合理化・効率化に努めております。また、各子会社において、それぞれの特色を活かした業務の推進を図り、収益力の向上に努めております。このうち、株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）においては、その事業子会社により、住宅ローン実行までのつなぎローン「アプラスブリッジローン」、クレジットカード事業、個人ローン等の代位弁済にかかる求償権に関する債権回収業務等について、外部との提携も推進しつつ、その拡充を図っております。さらに、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）においては、地域金融機関が行う個人向け無担保ローン事業における信用保証業務を今後のビジネスの重要な柱と位置づけ、その拡大に向けて積極的に取り組んでおります。

（銀行本体による個人向け無担保ローン事業の開始）

当行は、監督官庁からの必要な認可の取得等を経て、新生フィナンシャルによる個人向け無担保ローン事業の一部を同社から譲り受け、本年１０月１日より、新たに「新生銀行カードローン レイク」のブランドによる銀行本体での本格的な個人向け無担保ローンの提供を開始いたしました。

また、本事業の開始にあたって、専門部署として当行個人部門のコンシューマーファイナンス本部内に「레이크事業部」を１０月１日付けで新設し、同部を中心として、新生フィナンシャルで培ったノウハウを活かしつつ、マーケティング、顧客サービス、与信管理、債権管理等、本事業推進に必要な体制を構築いたします。

銀行が大規模な無人店舗ネットワークを駆使して個人向け無担保カードローン事業を本格的に実施するのは、当行が初めてとなります。新生フィナンシャルが「레이크」ブランドで提供してきた利便性、迅速性の高いサービスを活用し、さらに当行グループで培ってきたブランド力、マーケティングノウハウ、審査能力を融合して、銀行本体が個人のお客さまの小口金融ニーズに円滑かつ柔軟に対応することで、個人顧客基盤の拡充と収益力の向上を図るとともに、この分野におけるリーディングバンクとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。また、新生フィナンシャルにおいては、既存のお客さまへのサービスの継続と、本事業及び他行向けの信用保証業務の拡大により、今後とも安定的な収益を確保し、さらなる成長を図ってまいります。

(1) 業績の状況

< 連結経営成績 >

当中間期は、国内外の金融市場の低迷により、保有有価証券の一部で減損処理を余儀なくされる等の影響を受けましたが、各ビジネス部門がそれぞれの業務を積極的に推進して収益力の安定・高上げを図ったこと、与信関連費用が大幅に減少したこと、引き続き徹底した経費削減を行ったことにより、連結業績は前中間期を上回りました。

当中間期において、経常収益は2,237億円（前中間期比310億円減少）、経常費用は1,968億円（同比396億円減少）となり、経常利益は268億円（同比86億円増加）となりました。

このうち、資金利益は、貸出金の減少等により前中間比で減少し、また、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）は、金融市場の低迷による影響を受けたことに加えて、ノンコア資産の圧縮に伴う売却益が減少したこともあって、全体としては同比減少したものの、相応の利益水準は確保いたしました。これらに加えて、保有株式に関する損益に関しては、上場株式の一部等で減損処理を実施いたしましたが、一方でノンコア資産の外国株式の売却益を計上しており、ネットでは黒字を確保しております。次に、与信関連費用については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正）の適用を踏まえ、当中間期から償却債権取立益（59億円）を特別利益ではなく与信関連費用に含めておりますが、その影響を除いても、前期までに行った保守的・予防的な貸倒引当金の計上、ノンコア資産の継続的な圧縮、厳正な信用リスクの徹底等が奏効して、同比大きく減少いたしました。また、人件費・物件費といった経費については、引き続き全業務分野に亘る合理化に努めた結果、同比94億円（同比約13%）減少いたしました。

さらに、特別損益は11億円の損失となり、加えて法人税等合計34億円（損）、少数株主利益19億円（損）を計上した結果、当中間期における中間純利益は203億円（同比34億円増加）となりました。

セグメント別では、まず法人部門については、金融市場の低迷により保有有価証券の一部で減損処理を実施したものの、収益力の高上げに向けて業務に邁進したこと、与信関連費用及び経費は前中間期を下回ったこと、昭和リースも順調であったことから、前中間期に比べて収益は大きく改善いたしました。

次に、金融市場部門については、金融市場の低迷等により、収益状況は全体的に厳しいものとなったことに加えて、前中間期に計上した当行劣後債の消却益がなかったことから、前中間期の業績を下回りました。

さらに個人部門については、まずリテールバンキング本部では、引き続き安定的に利益を計上いたしました。次に、新生フィナンシャル、アプラスフィナンシャル等の、コンシューマーファイナンス本部傘下の各子会社では、改正貸金業法の影響等により貸出金が減少したことから資金利益は減少したものの、それとともに与信関連費用も大幅に減少し、さらに引き続き効率的・合理的な業務運営に努めたことから、全体として業績は堅調に推移いたしました。

詳細は、「第一部 企業情報」「第4 経理の状況」「1 中間連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

< 連結財政状態 >

当中間期末における連結財政状態については、総資産が8兆9,405億円（前連結会計年度末比1兆2,909億円減少）、純資産は6,301億円（同比189億円増加）となりました。

主要な勘定残高については、貸出金は、4兆1,255億円（同比1,659億円減少）となりましたが、コンシューマーファイナンス業務子会社における減少ペースは緩やかになってきております。次に、有価証券は、国債残高の減少等により2兆2,201億円（同比1兆662億円減少）となり、このうち国債残高は1兆6,044億円となっております。一方、預金・譲渡性預金については5兆5,373億円（同比733億円減少）となりましたが、当行の安定的な資金調達基盤の重要な柱である個人のお客さまの預金をはじめとして、順調に積み上がっております。また、債券・社債は4,767億円（同比510億円減少）となりました。

不良債権については、金融再生法ペースの開示債権（単体）においては、当中間期末は2,544億円（前事業年度末2,796億円）、不良債権比率は5.96%（同6.78%）となり、いずれも改善いたしました。

また、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は10.46%（Tier 1比率8.74%）となっており、いずれも前連結会計年度末比改善いたしました。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,531,718	100.00	4,041,448	100.00
製造業	252,041	5.56	246,992	6.11
農業，林業	1	0.00	1,238	0.03
漁業	2,400	0.05	1,000	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	2,278	0.05	444	0.01
建設業	5,626	0.12	16,185	0.40
電気・ガス・熱供給・水道業	25,970	0.57	37,626	0.93
情報通信業	16,117	0.36	34,969	0.87
運輸業，郵便業	272,766	6.02	276,071	6.83
卸売業，小売業	99,063	2.19	80,241	1.99
金融業，保険業	892,609	19.70	680,083	16.83
不動産業	722,253	15.94	610,810	15.11
各種サービス業	255,564	5.64	310,894	7.69
地方公共団体	164,157	3.62	140,937	3.49
その他	1,820,868	40.18	1,603,954	39.69
海外及び特別国際金融取引勘定分	72,775	100.00	84,089	100.00
政府等	2,236	3.07	2,146	2.55
金融機関	2,125	2.92	1,199	1.43
その他	68,413	94.01	80,744	96.02
合計	4,604,494	—	4,125,538	—

- （注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

１．損益の概要（単体）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	70,292	38,303	31,988
金銭の信託運用損益	8,895	6,444	2,450
経費（除く臨時処理分）	30,021	27,411	2,610
人件費	9,909	9,712	197
物件費	18,613	16,347	2,266
税金	1,499	1,352	147
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	31,375	4,448	26,926
のれん償却額	-	-	-
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	31,375	4,448	26,926
一般貸倒引当金繰入額（取崩）	16,040	658	16,698
業務純益	15,334	5,106	10,228
実質業務純益	40,270	10,892	29,377
うち債券関係損益	16,083	3,615	19,699
臨時損益（除く金銭の信託運用損益）	16,316	1,947	14,369
株式等関係損益	166	1,872	1,705
不良債権処理額	15,285	3,520	11,764
貸出金償却	6,116	2,014	4,102
個別貸倒引当金繰入額	9,168	2,944	6,224
特定海外債権引当勘定繰入額	0	11	10
償却債権取立益（ ）	---	1,452	---
貸倒引当金戻入益（ ）	---	-	---
その他の債権売却損等	-	25	25
その他臨時損益	1,198	299	899
経常利益	6,134	8,351	2,217
特別損益	4,635	1,367	6,003
うち固定資産処分損益及び減損損失	630	1,262	632
税引前中間純利益	10,769	6,983	3,785
法人税、住民税及び事業税	365	379	744
法人税等調整額	1,820	2,019	199
中間純利益	9,314	4,584	4,730

(注) １．業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支 + 金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

２．業務純益 = (業務粗利益 - 金銭の信託運用損益) - 経費（除く臨時処理分） - 一般貸倒引当金繰入額

３．実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費（除く臨時処理分）

４．「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。

５．臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 前中間会計期間の貸倒引当金は全体で25,208百万円の繰入超（なお、一般貸倒引当金については16,040百万円の繰入）となっております。また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で2,275百万円の繰入超（なお、一般貸倒引当金については658百万円の取崩）となっております。
9. 「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正）の適用を踏まえ、今年度より償却債権取立益を特別利益ではなく不良債権処理額に含めて表示しております。なお前中間会計期間の償却債権取立益は2,182百万円であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.38	1.30	0.08
貸出金利回	1.66	1.57	0.09
有価証券利回	1.15	0.97	0.18
(2) 資金調達原価	1.25	1.28	0.03
資金調達利回	0.52	0.49	0.03
預金利回	0.57	0.51	0.06
債券利回	0.59	0.49	0.10
(3) 総資金利鞘 -	0.13	0.02	0.11
(4) 資金運用利回 - 資金調達利回 -	0.86	0.81	0.05

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
実質業務純益ベース	14.52	3.50	11.02
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	11.31	1.43	9.88
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	11.31	1.43	9.88
業務純益ベース	5.53	1.64	3.89
中間純利益ベース	3.36	1.47	1.89

４．預金・債券・貸出金の状況（単体）

（１）預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
預金（末残）	6,260,011	5,794,673	465,337
預金（平残）	6,441,333	5,783,234	658,098
債券（末残）	429,048	315,890	113,157
債券（平残）	460,780	334,135	126,645
貸出金（末残）	4,176,902	4,060,852	116,050
貸出金（平残）	4,461,625	4,029,899	431,725

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

（２）個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
個人	4,804,840	4,779,632	25,208
法人	1,135,238	861,902	273,335
合計	5,940,078	5,641,534	298,543

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

（３）消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円） （Ａ）	当中間会計期間 （百万円） （Ｂ）	増減 （百万円） （Ｂ）－（Ａ）
消費者ローン残高	865,051	880,643	15,591
住宅ローン残高	864,115	879,503	15,387
その他ローン残高	935	1,139	203

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,557,809	2,514,312	43,497
総貸出金残高	百万円	4,137,163	3,998,948	138,215
中小企業等貸出金比率	/ %	61.83	62.87	1.05
中小企業等貸出先件数	件	73,152	73,374	222
総貸出先件数	件	73,508	73,731	223
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.52	99.52	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

3. 「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等を受け、体制整備等を図り、中小企業及び個人のお客さまからのご相談に対して真摯にかつきめ細かく対応してきております。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	-	-	-	-
信用状	-	-	-	-
保証	44	13,828	39	9,104
計	44	13,828	39	9,104

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 9月30日 金額（百万円）	平成23年 9月30日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	512,204
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	43,554	79,461
	利益剰余金	29,321	72,783
	自己株式（ ）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	3,680	3,406
	新株予約権	1,611	1,357
	連結子法人等の少数株主持分	153,498	60,061
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	148,763	56,465
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	53,513	45,524
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	22,768	18,278
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	9,434	9,657
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	41,745	33,731
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	---	---
	繰延税金資産の控除金額（ ）	---	---
	計（A）	500,580	542,711
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	77,082	23,411

項目		平成22年 9月30日 金額(百万円)	平成23年 9月30日 金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	10,259	8,617
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	240,965	202,605
	うち永久劣後債務 (注2)	28,801	28,154
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	212,164	174,450
	計	251,225	211,222
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	251,225	211,222
	短期劣後債務	-	-
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
	控除項目(注4) (D)	109,611	105,037
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	642,194	648,895
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	5,546,414	4,758,853
	オフ・バランス取引等項目	945,727	880,778
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,492,142	5,639,632
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	166,246	145,886
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	13,299	11,670
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	522,440	417,840
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	41,795	33,427
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	7,180,829	6,203,359
連結自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		8.94	10.46
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		6.97	8.74

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	476,296	512,204
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	43,558	79,465
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	11,035	11,566
	その他利益剰余金	105,088	108,344
	その他	148,763	56,465
	自己株式（ ）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	1,611	1,357
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	9,406	9,657
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	47,975	35,069
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	---	---
	繰延税金資産の控除金額（ ）	---	---
補完的項目 （Tier 2）	計（ A ）	656,413	652,118
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注 1）	77,082	23,411
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	148,763	56,465
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	3,576	3,325
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	240,965	202,605
	うち永久劣後債務（注 2）	28,801	28,154
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注 3）	212,164	174,450
	計	244,541	205,930
	うち自己資本への算入額（ B ）	244,541	205,930

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	83,295	77,179
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	817,660	780,869
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	6,130,654	5,420,030
	オフ・バランス取引等項目	373,830	323,844
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,504,485	5,743,874
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	158,012	134,986
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	12,640	10,798
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	165,784	144,812
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	13,262	11,585
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	6,828,282	6,023,673
単体自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		11.97	12.96
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		9.61	10.82

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	平成28年7月以降、10年毎の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	38百万米ドル	24百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由（注３）が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	15,600百万円	18,000百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由（注３）が発生した場合。 (2)直前に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）+ 4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	921	534
危険債権	2,182	1,967
要管理債権	63	43
正常債権	45,417	40,138

(2) キャッシュ・フローの状況

当四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等による収入に対して、借入金、預金等の減少により1兆589億円の支出（前第2四半期連結累計期間は4,139億円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、国債等の有価証券の売却・償還による収入が、取得による支出を上回ったこと等により1兆178億円の収入（同4,333億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済、少数株主への配当金支払等により146億円の支出（同136億円の支出）となりました。この結果、当四半期連結会計期間の末日における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比558億円減少し、2,446億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対応すべき課題として3項目を掲げました。当第2四半期連結累計期間における重要な変更は次のとおりであります。

お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。また、今般の震災被災地域の復興支援に真摯に取り組む、被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

（法人業務）

法人業務については、従来からのお客さまのニーズの中心である貸出等に取り組む法人向け営業、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収等の仲介をするアドバイザリー等、対顧客業務と、当行が強みを持ち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開してまいります。同時に、自己勘定による投融資等をノンコア業務資産として圧縮し、収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、当行の業務運営姿勢を受動型から能動型に転換し、ヘルスケアファイナンスをはじめとした福祉や環境といった分野をはじめ、新産業創生支援業務を含め、社会の持続的発展に寄与する分野に焦点を絞り、取り組みを強化してまいります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

（個人業務）

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引や商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、平成23年10月1日に開始した「新生銀行カードローン レイク」のブランドを使った、銀行本体での本格的な個人向け無担保カードローンサービスを通じ、個人のお客さまの小口金融ニーズにより円滑かつ柔軟に対応してまいります。引き続きグループ会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理を実施しつつ、リテールバンキングからコンシューマーファイナンスまで、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供を行うことで、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	2,750,346	—	512,204,560	—	79,465,937

(6) 【大株主の状況】

平成23年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
SATURN SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島 4 丁目16 - 13)	456,512	16.59
預金保険機構	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号 新有楽町ビルディング内	269,128	9.78
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社)	1585BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 2 0 - 3 恵比寿ガーデ ンプレイスタワー)	220,357	8.01
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	200,000	7.27
SATURN JAPAN SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区月島 4 丁目16 - 13)	129,462	4.70
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 4 番 3 号	96,427	3.50
J. クリストファー フラワーズ	NEW YORK, NY 10022 U.S.A.	91,879	3.34
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	61,619	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	51,932	1.88
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町 2 丁目11番 1 号 山王パーク タワー)	48,969	1.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森 タワー)	46,623	1.69
計	-	1,672,913	60.82

(注) 1 . 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2 . J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年 9 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,427,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,653,690,000	2,653,690	(注) 1
単元未満株式	普通株式 229,891	-	(注) 2
発行済株式総数	2,750,346,891	-	-
総株主の議決権	-	2,653,690	-

(注) 1 . 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権 8 個) 含まれております。

2 . 当行所有の自己株式が644株含まれております。

【自己株式等】

平成23年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目 4 番 3 号	96,427,000	-	96,427,000	3.50
計	-	96,427,000	-	96,427,000	3.50

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	9 452,751	9 329,447
コールローン及び買入手形	-	30,187
債券貸借取引支払保証金	10,388	52,412
買入金銭債権	157,006	147,015
特定取引資産	2 195,396	2, 9 239,195
金銭の信託	9 253,688	9 276,498
有価証券	1, 2, 9, 17 3,286,382	1, 2, 9, 17 2,220,124
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 4,291,462	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 4,125,538
外国為替	7 42,069	7 22,201
リース債権及びリース投資資産	9 206,216	9 198,368
その他資産	3, 4, 5, 6, 9, 11 794,798	3, 4, 5, 6, 9, 11 772,359
有形固定資産	9, 12 50,099	12 48,647
無形固定資産	13, 14 96,013	13, 14 89,499
債券繰延資産	182	159
繰延税金資産	18,603	16,017
支払承諾見返	575,700	557,226
貸倒引当金	199,211	184,330
資産の部合計	10,231,548	8,940,569
負債の部		
預金	9 5,436,640	9 5,384,373
譲渡性預金	174,046	152,986
債券	348,270	313,190
コールマネー及び売渡手形	9 160,330	9 140,229
債券貸借取引受入担保金	9 269,697	9 223,069
特定取引負債	147,787	191,246
借入金	9, 15 1,672,790	9, 15 547,252
外国為替	39	16
短期社債	22,800	43,600
社債	9, 16 179,611	9, 16 163,603
その他負債	9 569,362	9 551,702
賞与引当金	8,084	4,335
役員賞与引当金	38	22
退職給付引当金	11,016	7,085
役員退職慰労引当金	285	195
利息返還損失引当金	43,199	29,934
特別法上の引当金	1	1
繰延税金負債	690	381
支払承諾	9 575,700	9 557,226
負債の部合計	9,620,394	8,310,453

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	79,461
利益剰余金	55,087	72,783
自己株式	72,558	72,558
株主資本合計	574,195	591,891
其他有価証券評価差額金	15,225	7,489
繰延ヘッジ損益	10,197	12,870
為替換算調整勘定	2,511	3,406
その他の包括利益累計額合計	27,935	23,766
新株予約権	1,413	1,357
少数株主持分	63,481	60,633
純資産の部合計	611,154	630,116
負債及び純資産の部合計	10,231,548	8,940,569

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	254,785	223,770
資金運用収益	112,837	83,123
(うち貸出金利息)	96,596	72,580
(うち有価証券利息配当金)	12,763	9,715
役務取引等収益	24,426	25,146
特定取引収益	12,624	9,340
その他業務収益	¹ 97,122	¹ 85,400
その他経常収益	² 7,774	² 20,758
経常費用	236,571	196,882
資金調達費用	26,660	22,374
(うち預金利息)	18,275	14,966
(うち借用金利息)	3,762	2,924
(うち社債利息)	2,483	2,828
役務取引等費用	12,131	11,269
特定取引費用	5,443	2,798
その他業務費用	³ 55,841	³ 66,756
営業経費	⁴ 80,935	⁴ 70,751
その他経常費用	⁵ 55,560	⁵ 22,932
経常利益	18,214	26,888
特別利益	⁶ 11,821	509
特別損失	⁷ 5,323	⁷ 1,635
税金等調整前中間純利益	24,711	25,762
法人税、住民税及び事業税	1,177	1,699
法人税等調整額	1,785	1,799
法人税等合計	2,962	3,499
少数株主損益調整前中間純利益	21,748	22,262
少数株主利益	4,865	1,911
中間純利益	16,883	20,350

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	21,748	22,262
その他の包括利益	28,573	3,042
その他有価証券評価差額金	9,754	7,714
繰延ヘッジ損益	4,632	2,672
為替換算調整勘定	13,518	1,421
持分法適用会社に対する持分相当額	668	577
中間包括利益	6,825	25,305
親会社株主に係る中間包括利益	361	24,519
少数株主に係る中間包括利益	6,463	785

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	476,296	512,204
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	476,296	512,204
資本剰余金		
当期首残高	43,554	79,461
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	43,554	79,461
利益剰余金		
当期首残高	12,438	55,087
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	16,883	20,350
連結子会社増加による減少高	-	0
連結子会社減少による減少高	-	0
当中間期変動額合計	16,883	17,696
当中間期末残高	29,321	72,783
自己株式		
当期首残高	72,558	72,558
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	72,558	72,558
株主資本合計		
当期首残高	459,730	574,195
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	16,883	20,350
連結子会社増加による減少高	-	0
連結子会社減少による減少高	-	0
当中間期変動額合計	16,883	17,696
当中間期末残高	476,614	591,891

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,398	15,225
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9,673	7,736
当中間期変動額合計	9,673	7,736
当中間期末残高	8,274	7,489
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	3,327	10,197
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,632	2,672
当中間期変動額合計	4,632	2,672
当中間期末残高	7,959	12,870
為替換算調整勘定		
当期首残高	741	2,511
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,939	895
当中間期変動額合計	2,939	895
当中間期末残高	3,680	3,406
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,669	27,935
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	17,244	4,168
当中間期変動額合計	17,244	4,168
当中間期末残高	19,914	23,766
新株予約権		
当期首残高	1,672	1,413
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	60	55
当中間期変動額合計	60	55
当中間期末残高	1,611	1,357
少数株主持分		
当期首残高	176,221	63,481
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	20,334	2,847
当中間期変動額合計	20,334	2,847
当中間期末残高	155,886	60,633

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	634,954	611,154
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	16,883	20,350
連結子会社増加による減少高	-	0
連結子会社減少による減少高	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	37,640	1,265
当中間期変動額合計	20,756	18,961
当中間期末残高	614,197	630,116

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	24,711	25,762
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	6,127	4,968
のれん償却額	4,384	4,001
無形資産償却額	2,480	2,242
減損損失	1,144	906
持分法による投資損益（は益）	1,021	1,049
貸倒引当金の増減（）	21,512	8,201
賞与引当金の増減額（は減少）	3,912	3,751
退職給付引当金の増減額（は減少）	290	3,926
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	23,311	13,264
その他の引当金の増減額（は減少）	5,962	105
資金運用収益	112,837	83,123
資金調達費用	26,660	22,374
有価証券関係損益（）	15,555	323
金銭の信託の運用損益（は運用益）	1,770	3,149
為替差損益（は益）	18,352	18,126
固定資産処分損益（は益）	212	110
社債等消却益	4,336	-
特定取引資産の純増（）減	23,870	43,798
特定取引負債の純増減（）	19,164	43,459
貸出金の純増（）減	584,135	137,941
預金の純増減（）	619,976	52,266
譲渡性預金の純増減（）	34,764	21,060
債券の純増減（）	58,465	35,079
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	149,873	1,116,278
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（）	7,818	8,064
預け金（無利息預け金を除く）の純増（）減	27,217	67,609
コールローン等の純増（）減	12,396	30,187
買入金銭債権の純増（）減	39,832	5,866
債券貸借取引支払保証金の純増（）減	30,550	42,023
コールマネー等の純増減（）	158,423	20,100
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	407,672	46,628
外国為替の純増（）減	1,321	19,844
短期社債（負債）の純増減（）	2,700	20,800
信託勘定借の純増減（）	517	120
資金運用による収入	111,544	86,652
資金調達による支出	24,329	14,313
売買目的有価証券の純増（）減	530	269

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
運用目的の金銭の信託の純増（ ）減	11,900	18,261
リース債権及びリース投資資産の純増（ ）減	9,289	8,692
その他	12,057	1,640
小計	413,186	1,057,046
法人税等の支払額	742	1,873
営業活動によるキャッシュ・フロー	413,929	1,058,920
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,354,327	522,640
有価証券の売却による収入	1,386,547	937,188
有価証券の償還による収入	405,815	645,786
金銭の信託の設定による支出	18,630	61,348
金銭の信託の解約及び配当による収入	21,988	23,398
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	3,414	2,307
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	4,410	3,758
その他	262	1,507
投資活動によるキャッシュ・フロー	433,306	1,017,826
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	-	38,600
劣後特約付借入金の返済による支出	-	47,000
劣後特約付社債の償還による支出	3,607	-
少数株主からの払込による収入	8	4
少数株主への払戻による支出	289	482
配当金の支払額	-	2,653
少数株主への配当金の支払額	9,745	3,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,633	14,689
現金及び現金同等物に係る換算差額	25	52
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	5,718	55,835
現金及び現金同等物の期首残高	334,238	300,474
現金及び現金同等物の中間期末残高	339,956 ₁	244,638 ₁

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 連結子会社	123社
主要な会社名	株式会社アプラスフィナンシャル 昭和リース株式会社 シンキ株式会社 新生フィナンシャル株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社
(連結の範囲の変更)	NS FIRST ASSET SECURITIZATION SPECIALTY CO., LTD.他 3 社は設立により、有限会社エスアイエイウインド 2 号は支配権の獲得により、パールホワイト・ツー合同会社は重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から連結しております。 また、有限会社シーアールティー・シックス他 2 社は清算により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。
(2) 非連結子会社	81社
主要な会社名	エス・エル・パシフィック株式会社
	子会社エス・エル・パシフィック株式会社他65社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第 5 条第 1 項第 2 号により、連結の範囲から除外しております。
	その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	0 社
(2) 持分法適用の関連会社	16社
主要な会社名	Comox Holdings Ltd. 日盛金融控股股?有限公司
(持分法適用の範囲の変更)	Terwin Holdings LLCは重要性の低下により、持分法の適用対象から除いております。
(3) 持分法非適用の非連結子会社	81社
主要な会社名	エス・エル・パシフィック株式会社
(4) 持分法非適用の関連会社	1 社
主要な会社名	Terwin Holdings LLC
	子会社エス・エル・パシフィック株式会社他65社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第 7 条第 1 項第 2 号により、持分法の対象から除いております。
	その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9 月末日	70社
1 月末日	3 社
2 月末日	1 社
6 月末日	44社
7 月末日	1 社
8 月末日	4 社
(2) 9 月末日以外の日を中間決算日とする連結子会社のうち 9 社については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。	
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	
なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	
(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。	
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	
(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	
売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(5) 減価償却の方法

有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：３年～５０年

その他：２年～２０年

無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 （顧客関係）	級数法	20年
契約価値 （サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数 による

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 （顧客関係）	級数法	10年

また、のれん及び平成22年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産（借手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は184,197百万円（前連結会計年度末は190,876百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主と

してそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)															
(12) 利息返還損失引当金の計上基準	連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。 なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。														
(13) 特別法上の引当金の計上基準	特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。														
(14) 重要な収益及び費用の計上基準	(イ) 信販業務の収益の計上基準 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 <table border="0"> <tr> <td>(アドオン方式契約)</td><td></td></tr> <tr> <td>総合・個品あっせん</td><td>7・8分法</td></tr> <tr> <td>信用保証(保証料契約時一括受領)</td><td>7・8分法</td></tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td><td>定額法</td></tr> <tr> <td>(残債方式契約)</td><td></td></tr> <tr> <td>総合・個品あっせん</td><td>残債方式</td></tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td><td>残債方式</td></tr> </table> (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。 (ロ) リース業務の収益計上基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。 なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(平成20年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,118百万円増加(前中間連結会計期間は1,416百万円増加)しております。 (ハ) 消費者金融業務の収益の計上基準 消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。	(アドオン方式契約)		総合・個品あっせん	7・8分法	信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法	信用保証(保証料分割受領)	定額法	(残債方式契約)		総合・個品あっせん	残債方式	信用保証(保証料分割受領)	残債方式
(アドオン方式契約)															
総合・個品あっせん	7・8分法														
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法														
信用保証(保証料分割受領)	定額法														
(残債方式契約)															
総合・個品あっせん	残債方式														
信用保証(保証料分割受領)	残債方式														
(15) 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。														

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 (ハ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。
(18) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(19) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式 35,731百万円及び出資金4,138百万円を含んでおります。 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,032百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは24,964百万円であります。 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,905百万円、延滞債権額は317,951百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は430百万円、延滞債権額は3,931百万円であります。 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,259百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は426百万円であります。 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,926百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は2,610百万円であります。	1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式 33,794百万円及び出資金3,492百万円を含んでおります。 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,164百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは31,200百万円であります。 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,997百万円、延滞債権額は274,174百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は291百万円、延滞債権額は4,391百万円であります。 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,796百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は326百万円であります。 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,978百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は2,416百万円であります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																																								
6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は395,041百万円であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,399百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,731百万円であります。 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は28,854百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>現金預け金</td><td>866百万円</td></tr> <tr> <td>金銭の信託</td><td>1,752百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>2,131,834百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>315,268百万円</td></tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td><td>83,980百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>27,542百万円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>1,352百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,752百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>160,000百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>265,028百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>1,346,543百万円</td></tr> <tr> <td>社債</td><td>17,816百万円</td></tr> <tr> <td>その他負債</td><td>26百万円</td></tr> <tr> <td>支払承諾</td><td>922百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券239,836百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12,150百万円、保証金は15,984百万円、デリバティブ取引の差入担保金は11,819百万円であります。	現金預け金	866百万円	金銭の信託	1,752百万円	有価証券	2,131,834百万円	貸出金	315,268百万円	リース債権及びリース投資資産	83,980百万円	その他資産	27,542百万円	有形固定資産	1,352百万円	預金	1,752百万円	コールマネー及び売渡手形	160,000百万円	債券貸借取引受入担保金	265,028百万円	借入金	1,346,543百万円	社債	17,816百万円	その他負債	26百万円	支払承諾	922百万円	6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は345,946百万円であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,425百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,491百万円であります。 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、19,944百万円であります。 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>現金預け金</td><td>197百万円</td></tr> <tr> <td>特定取引資産</td><td>23,644百万円</td></tr> <tr> <td>金銭の信託</td><td>1,752百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>911,665百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>222,215百万円</td></tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td><td>82,947百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>21,462百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>702百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>140,000百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>214,707百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>254,629百万円</td></tr> <tr> <td>社債</td><td>15,952百万円</td></tr> <tr> <td>その他負債</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>支払承諾</td><td>922百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券426,111百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は927百万円、保証金は14,810百万円、デリバティブ取引の差入担保金は28,990百万円であります。	現金預け金	197百万円	特定取引資産	23,644百万円	金銭の信託	1,752百万円	有価証券	911,665百万円	貸出金	222,215百万円	リース債権及びリース投資資産	82,947百万円	その他資産	21,462百万円	預金	702百万円	コールマネー及び売渡手形	140,000百万円	債券貸借取引受入担保金	214,707百万円	借入金	254,629百万円	社債	15,952百万円	その他負債	17百万円	支払承諾	922百万円
現金預け金	866百万円																																																								
金銭の信託	1,752百万円																																																								
有価証券	2,131,834百万円																																																								
貸出金	315,268百万円																																																								
リース債権及びリース投資資産	83,980百万円																																																								
その他資産	27,542百万円																																																								
有形固定資産	1,352百万円																																																								
預金	1,752百万円																																																								
コールマネー及び売渡手形	160,000百万円																																																								
債券貸借取引受入担保金	265,028百万円																																																								
借入金	1,346,543百万円																																																								
社債	17,816百万円																																																								
その他負債	26百万円																																																								
支払承諾	922百万円																																																								
現金預け金	197百万円																																																								
特定取引資産	23,644百万円																																																								
金銭の信託	1,752百万円																																																								
有価証券	911,665百万円																																																								
貸出金	222,215百万円																																																								
リース債権及びリース投資資産	82,947百万円																																																								
その他資産	21,462百万円																																																								
預金	702百万円																																																								
コールマネー及び売渡手形	140,000百万円																																																								
債券貸借取引受入担保金	214,707百万円																																																								
借入金	254,629百万円																																																								
社債	15,952百万円																																																								
その他負債	17百万円																																																								
支払承諾	922百万円																																																								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)												
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,752,171百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,604,262百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 11. その他資産には、割賦売掛金330,485百万円が含まれております。 12. 有形固定資産の減価償却累計額 59,262百万円 13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>のれん</td><td>55,512百万円</td></tr> <tr> <td>負ののれん</td><td>5,986百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>49,526百万円</td></tr> </table> 14. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産20,521百万円が含まれております。 15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金101,400百万円が含まれております。 16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債149,944百万円が含まれております。 17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,585百万円であります。	のれん	55,512百万円	負ののれん	5,986百万円	差引額	49,526百万円	10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,123,449百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,914,763百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 11. その他資産には、割賦売掛金324,403百万円が含まれております。 12. 有形固定資産の減価償却累計額 53,395百万円 13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。 相殺前の金額は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>のれん</td><td>51,329百万円</td></tr> <tr> <td>負ののれん</td><td>5,804百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>45,524百万円</td></tr> </table> 14. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産18,278百万円が含まれております。 15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金93,000百万円が含まれております。 16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債142,000百万円が含まれております。 17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,961百万円であります。	のれん	51,329百万円	負ののれん	5,804百万円	差引額	45,524百万円
のれん	55,512百万円												
負ののれん	5,986百万円												
差引額	49,526百万円												
のれん	51,329百万円												
負ののれん	5,804百万円												
差引額	45,524百万円												

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 . その他業務収益には、リース収入51,082百万円を含んでおります。 2 . その他経常収益には、金銭の信託運用益3,609百万円を含んでおります。 3 . その他業務費用には、リース原価44,115百万円を含んでおります。 4 . 営業経費には、のれん償却額4,384百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額2,480百万円を含んでおります。 5 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額45,221百万円、貸出金償却7,479百万円及び金銭の信託運用損117百万円を含んでおります。 6 . 特別利益には、償却債権取立益7,019百万円及び社債等消却益4,336百万円を含んでおります。 7 . 特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3 月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月31日) の適用に伴い期首時点で発生する影響額3,577百万円を含んでおります。 また、特別損失には、固定資産の減損損失1,144百万円を含んでおります。このうち569百万円は、シンキ株式会社において、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産やIT統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産44百万円及び無形固定資産525百万円であります。なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。	1 . その他業務収益には、リース収入46,535百万円を含んでおります。 2 . その他経常収益には、株式等売却益7,151百万円、償却債権取立益5,986百万円及び金銭の信託運用益4,056百万円を含んでおります。 3 . その他業務費用には、リース原価39,487百万円を含んでおります。 4 . 営業経費には、のれん償却額4,001百万円及び連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額2,242百万円を含んでおります。 5 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額11,540百万円、株式等償却5,395百万円及び貸出金償却4,160百万円を含んでおります。 7 . 特別損失には、固定資産の減損損失906百万円を含んでおります。このうち767百万円は、当行において、事業環境等を勘案し、移転・統合により廃止を決定した店舗等の資産や、システム更新等により遊休化したソフトウェアについて、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損したものであります。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産280百万円及び無形固定資産486百万円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位 : 千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	-	-	96,427	
合計	96,427	-	-	96,427	

2 . 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3 . 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位 : 千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	-	-	2,750,346	
合計	2,750,346	-	-	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,427	-	-	96,427	
合計	96,427	-	-	96,427	

2 . 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

３．配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

（１）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年５月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年３月31日	平成23年６月２日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）												
１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年９月30日現在 <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>469,875百万円</td></tr> <tr> <td>有利息預け金</td><td>129,919百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>339,956百万円</td></tr> </table>	現金預け金勘定	469,875百万円	有利息預け金	129,919百万円	現金及び現金同等物	339,956百万円	１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年９月30日現在 <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td><td>329,447百万円</td></tr> <tr> <td>有利息預け金</td><td>84,809百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>244,638百万円</td></tr> </table>	現金預け金勘定	329,447百万円	有利息預け金	84,809百万円	現金及び現金同等物	244,638百万円
現金預け金勘定	469,875百万円												
有利息預け金	129,919百万円												
現金及び現金同等物	339,956百万円												
現金預け金勘定	329,447百万円												
有利息預け金	84,809百万円												
現金及び現金同等物	244,638百万円												

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産
主として建物、工具、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産
ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産
主として建物、工具、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産
ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	195,289	186,501
見積残存価額部分	8,832	8,177
受取利息相当額	24,150	22,818
その他	176	167
リース投資資産	180,146	172,028

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	7,538	68,411	7,432	65,105
1年超2年内	6,198	51,333	6,611	48,355
2年超3年内	5,950	33,266	5,425	32,090
3年超4年内	3,474	19,901	3,918	19,540
4年超5年内	2,479	9,616	2,566	8,890
5年超	2,593	12,760	2,529	12,520
合 計	28,235	195,289	28,484	186,501

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	4,135	4,417
1年超	22,668	22,818
合 計	26,804	27,235

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	3,447	3,762
1年超	13,011	13,070
合 計	16,459	16,832

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (は損)
(1) 現金預け金	452,751	452,751	-
(2) 債券貸借取引支払保証金	10,388	10,388	-
(3) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	105,345	105,345	-
その他の買入金銭債権（*1）	50,736	50,850	114
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	19,524	19,524	-
(5) 金銭の信託（*1）	253,529	255,448	1,918
(6) 有価証券			
売買目的有価証券	1,051	1,051	-
満期保有目的の債券	553,992	561,769	7,776
その他有価証券	2,600,007	2,600,007	-
関連会社株式	20,041	27,913	7,872
(7) 貸出金（*2）	4,291,462		
貸倒引当金	140,368		
	4,151,093	4,306,255	155,162
(8) リース債権及びリース投資資産（*1）	200,826	205,230	4,403
(9) その他資産			
割賦売掛金	330,485		
割賦利益繰延	12,244		
貸倒引当金	10,389		
	307,852	328,812	20,960
資産計	8,727,141	8,925,350	198,208
(1) 預金	5,436,640	5,482,834	46,193
(2) 譲渡性預金	174,046	173,972	73
(3) 債券	348,270	350,222	1,952
(4) コールマネー及び売渡手形	160,330	160,330	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	269,697	269,697	-
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	2,643	2,643	-
(7) 借入金	1,672,790	1,661,932	10,858
(8) 短期社債	22,800	22,800	-
(9) 社債	179,611	164,379	15,232
負債計	8,266,831	8,288,813	21,981
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,012	11,012	-
ヘッジ会計が適用されているもの	11,046	11,046	-
デリバティブ取引計	22,058	22,058	-

(単位:百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約(*4)	575,700	4,639

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権(578,276百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、43,199百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(6ヶ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間(3ヶ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(4)特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券及びその他の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(8)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(9) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(9) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(7) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(8) 短期社債

約定期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	31,167
組合出資金等(*1)(*2)	80,122
合計	111,289

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について132百万円、組合出資金等について1,333百万円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額 (は損)
(1) 現金預け金	329,447	329,447	-
(2) コールローン及び買入手形	30,187	30,187	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	52,412	52,412	-
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	79,783	79,783	-
その他の買入金銭債権（*1）	65,909	66,209	299
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	64,537	64,537	-
(6) 金銭の信託（*1）	276,145	278,749	2,604
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	781	781	-
満期保有目的の債券	669,159	677,408	8,249
その他有価証券	1,428,556	1,428,556	-
関連会社株式	18,202	16,905	1,297
(8) 貸出金（*2）	4,125,538		
貸倒引当金	123,572		
	4,001,966	4,104,906	102,939
(9) リース債権及びリース投資資産（*1）	193,716	199,038	5,321
(10) その他資産			
割賦売掛金	324,403		
割賦利益繰延	11,754		
貸倒引当金	9,486		
	303,162	322,913	19,750
資産計	7,513,969	7,651,836	137,867
(1) 預金	5,384,373	5,418,088	33,715
(2) 譲渡性預金	152,986	152,939	47
(3) 債券	313,190	314,676	1,485
(4) コールマネー及び売渡手形	140,229	140,229	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	223,069	223,069	-
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	34,781	34,781	-
(7) 借入金	547,252	542,138	5,114
(8) 短期社債	43,600	43,600	0
(9) 社債	163,603	145,861	17,742
負債計	7,003,087	7,015,386	12,298
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,030	12,030	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10,650	10,650	-
デリバティブ取引計	22,680	22,680	-

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（*4）	557,226	3,578

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（517,753百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、29,934百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(5)特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(8)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(10)割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3)債券、及び(9)社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積みキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積みキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4)コールマネー及び売渡手形、及び(5)債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6)特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(7)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積みキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積みキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(8)短期社債

約定期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が短期間でないものは、約定キャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	30,189
組合出資金等（*1）（*2）	73,235
合計	103,424

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について31百万円、組合出資金等について827百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

(注1) 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	393,694	397,736	4,042
	社債	59,558	60,211	653
	その他	40,121	43,757	3,635
	小計	493,373	501,705	8,331
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	50,156	50,070	86
	社債	-	-	-
	その他	10,462	9,993	468
	小計	60,619	60,063	555
合計		553,992	561,769	7,776

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,899	4,221	1,678
	債券	1,219,619	1,217,956	1,663
	国債	1,152,269	1,151,386	882
	地方債	1,786	1,729	56
	社債	65,563	64,839	723
	その他	88,952	84,776	4,176
	小計	1,314,472	1,306,954	7,518
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,954	13,469	4,514
	債券	1,085,389	1,093,265	7,875
	国債	866,483	869,079	2,595
	地方債	-	-	-
	社債	218,905	224,185	5,279
	その他	219,572	223,755	4,183
	小計	1,313,916	1,330,490	16,573
合計		2,628,388	2,637,444	9,055

３．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は6,416百万円（うち、株式675百万円、社債4,716百万円、その他の証券243百万円、買入金銭債権780百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

当中間連結会計期間

１．満期保有目的の債券（平成23年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	554,642	559,770	5,127
	社債	27,672	28,080	407
	その他	37,433	40,754	3,320
	小計	619,748	628,604	8,855
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	40,102	40,072	30
	社債	-	-	-
	その他	9,307	8,731	575
	小計	49,410	48,803	606
合計		669,159	677,408	8,249

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	4,904	3,821	1,082
	債券	923,725	920,893	2,832
	国債	843,179	841,101	2,077
	地方債	1,790	1,734	56
	社債	78,755	78,056	698
	その他	68,781	65,638	3,143
	小計	997,410	990,352	7,058
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	8,873	9,724	851
	債券	331,139	334,654	3,514
	国債	166,529	167,418	888
	地方債	-	-	-
	社債	164,609	167,235	2,625
	その他	109,496	114,590	5,093
	小計	449,509	458,968	9,459
合計		1,446,920	1,449,321	2,401

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は7,617百万円（うち、株式4,094百万円、社債2,250百万円、その他の証券1,272百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 3 月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	89,724	89,724	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年 9 月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	130,797	130,797	-	-	-

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成23年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	15,045
その他有価証券（注）1	9,123
満期保有目的の債券（注）2	5,922
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	232
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	15,278
（ ）少数株主持分相当額	4
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	57
その他有価証券評価差額金	15,225

（注）1．時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（損）67百万円が含まれております。

2．流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。

当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金（平成23年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	7,574
その他有価証券（注）1	2,421
満期保有目的の債券（注）2	5,153
その他の金銭の信託	-
（＋）繰延税金資産	9
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	7,564
（ ）少数株主持分相当額	6
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	68
その他有価証券評価差額金	7,489

（注）1．時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（損）19百万円が含まれております。

2．流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,648百万円及び3,033百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1)金利関連取引（平成23年３月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	23,062	5,346	33	33
	買建	15,353	4,298	10	10
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,706,439	3,076,033	75,834	75,834
	受取変動・支払固定	2,964,241	2,360,654	52,055	52,055
	受取変動・支払変動	683,127	595,123	1,550	1,550
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	715,560	514,330	37,847	11,241
	買建	1,063,178	923,418	23,691	7,436
	金利オプション				
	売建	112,662	83,462	336	332
	買建	133,325	54,125	142	937
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	10,956	20,895

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	722,916	690,903	26,420	26,420
	為替予約				
	売建	1,044,503	269,716	57,732	57,732
	買建	923,632	388,150	46,323	46,323
	通貨オプション				
	売建	4,721,024	2,457,893	94,442	9,536
	買建	4,808,445	2,539,182	76,856	585
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	32,598	6,060

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	9,679	-	219	219
	買建	11,813	-	238	238
	株式指数オプション				
	売建	215,135	53,860	7,939	777
	買建	220,043	65,485	18,323	2,509
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	343,048	200,441	27,849	504
	買建	369,520	226,338	23,332	162
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	-	-	-	-
	その他				
	売建	22,900	22,900	5,365	5,304
	買建	135,159	131,465	14,590	14,567
	合計	-	-	15,111	7,208

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	6,146	-	6	6
	買建	4,198	-	12	12
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	5	5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	824,836	640,274	1,310	1,310
	買建	815,313	546,876	1,516	1,516
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	205	205

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成23年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債	672,653	590,853	4,253
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		359,779	309,638	12,101
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金	-	-	-
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		40,324	7,900	（注）３．
	合計	-	-	-	7,848

（注）１．主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協

会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

３．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2)通貨関連取引（平成23年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	164,033	15,187	3,197
	合計	-	-	-	3,197

（注）１．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

(4)債券関連取引（平成23年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ、1,180百万円及び2,929百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1)金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	28,083	3,923	113	113
	買建	23,889	1,616	40	40
	金利オプション				
	売建	7,701	-	1	1
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,664,295	2,670,747	85,271	85,271
	受取変動・支払固定	3,323,915	2,500,779	58,653	58,653
	受取変動・支払変動	785,476	697,884	16,441	16,441
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	730,575	534,690	35,986	7,763
	買建	733,127	312,195	13,428	3,838
	金利オプション				
	売建	113,843	100,843	405	436
	買建	78,077	78,077	146	255
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	20,170	31,565

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	694,608	647,390	43,352	43,352
	為替予約				
	売建	831,755	195,437	68,395	68,395
	買建	799,244	273,646	72,868	72,868
	通貨オプション				
	売建	3,674,691	1,852,416	52,399	18,768
	買建	3,727,247	1,839,607	65,168	9,905
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	35,056	19,151

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	7,269	-	137	137
	買建	7,269	-	40	40
	株式指数オプション				
	売建	200,890	69,735	10,220	43
	買建	218,480	96,510	19,442	2,433
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	465,635	279,168	35,419	2,177
	買建	501,495	296,940	29,542	1,443
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	-	-	-	-
	その他				
	売建	16,400	16,400	3,553	3,553
	買建	123,861	123,461	10,078	10,078
	合計	-	-	10,048	3,578

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,223	-	0	0
	買建	3,375	-	4	4
	債券先物オプション				
	売建	41,394	-	83	7
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	87	2

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	739,904	512,349	5,767	5,767
	買建	670,960	463,320	5,836	5,836
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	1,800	1,800	3,063	3,063
	合計	-	-	2,995	2,995

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引（平成23年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		615,761 322,686	554,761 288,383	5,119 15,326
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		- 29,250	- 3,450	- (注) 3.
	合計	-	-	-	10,206

（注）１．主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協

会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

３．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2)通貨関連取引（平成23年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	88,562	19,065	444
	合計	-	-	-	444

（注）１．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(4)債券関連取引（平成23年９月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 26百万円
2. 権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
87百万円
3. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 4百万円
2. 権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
59百万円
3. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、前中間連結会計期間末以降、平成22年10月1日付けおよび平成23年4月1日付けにて組織体制の見直しを行っており、報告セグメントの区分方法を変更しております。このため、前中間連結会計期間の報告セグメントの概要および報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報（後掲）は、変更後の当中間連結会計期間における報告セグメントの区分に基づき作成しております。

当行グループは、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。したがって、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人部門』は「法人営業本部」、「ストラクチャードファイナンス本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「昭和リース」、「その他法人部門」を報告セグメントに、『金融市場部門』は「金融法人本部」、「市場営業本部」、「トレジャリー本部」、「その他金融市場部門」を報告セグメントに、『個人部門』は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービスを、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資、アドバイザリー業務等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人部門」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「トレジャリー本部」セグメントはALM業務、資本金の資金調達業務を行っております。また、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券による証券業務、オルタナティブ投資、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社の損益が含まれております。

組織体制の見直しに伴う報告セグメントの区分方法の変更の概要は以下のとおりです。

(1) 前連結会計年度における報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、平成22年10月1日付けで、お客様のニーズを的確に把握し必要な商品・サービスを開発・提供する体制を構築すべく組織体制を見直しました。

これに伴い、報告セグメントの区分方法を変更し、前中間連結会計期間において、『法人部門およびマーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」セグメントに含めていたアセットバック投資業務については、『マーケット・投資銀行部門』の「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めることといたしました。また、従来、『法人部門およびマーケット・投資銀行部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていた不動産投資業務については、『マーケット・投資銀行部門』の「不動産ファイナンス本部」セグメントに含めることといたしました。

(2) 当中間連結会計期間における報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、平成23年4月1日付けで、主として法人のお客様に関する業務を中心に、成長性ある分野に対する、より戦略的かつ組織的な営業推進体制を構築し、お客様のニーズにあった金融商品やサービスを一層的確に提供するため、従来の『法人部門』、『マーケット・投資銀行部門』の構成を、お客様にあわせて再編成し、主に事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザリービジネスを中心に行う『法人部門』と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に行う『金融市場部門』に再編しました。

これに伴い、当中間連結会計期間において報告セグメントの区分方法を以下のとおり変更しております。

『法人部門』の「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「不動産ファイナンス本部」セグメントに含めていたノンリコースローン等の不動産金融業務および建設・不動産業を営む事業法人向けの金融業務、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていたスペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する業務、および「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていた信託業務を含めることといたしました。

『法人部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントに含めていたクレジットトレーディング業務を含めることといたしました。

『法人部門』の「その他法人部門」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていたアセットバック投資、アドバイザー業務を含めることといたしました。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントには、従来、『法人部門』の「法人営業本部」セグメントに含めていた金融法人向けの金融業務を含めることといたしました。

『金融市場部門』の「市場営業本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」セグメントに含めていた外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を含めることといたしました。

『金融市場部門』の「トレジャリー本部」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「トレジャリー本部」セグメントに含めていたALM業務、および、従来、「経営勘定/その他」に含めていた資本性の資金調達に関する業務を含めることといたしました。

『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントには、従来、『マーケット・投資銀行部門』の「市場営業本部」に含めていた新生証券の業務、および「その他マーケット・投資銀行部門」セグメントに含めていたオルタナティブ投資、アセットマネジメント業務、ウェルスマネジメント業務を含めることといたしました。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支および経費のうち間接部門の経費を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接部門の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

なお、前中間連結会計期間においては、「法人営業本部」セグメントのお客様向けに、その他の報告セグメントが金融商品・サービスを提供した場合、一部の金融商品・サービスについてはすべての収益を当該他の各報告セグメントに計上していましたが、当該収益のうち50%を「法人営業本部」セグメントに、50%を当該他の各報告セグメントに計上する方法に変更しております。後掲の前中間連結会計期間の報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失の金額に関する情報は変更後の算定方法に基づき、作成しております。

３．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
業務粗利益	5,553	11,949	7,172	7,513	10,098	1,456	9,664	14,303	1,552
資金利益 (は損失)	4,604	11,789	571	1,762	2,792	659	1,794	368	282
非資金利益 (は損失)	948	159	6,601	9,275	7,305	797	7,870	14,672	1,270
経費	3,240	2,972	2,373	3,995	1,297	1,368	2,403	583	1,893
与信関連費用 (は益)	959	32,034	269	1,522	678	763	673	-	183
セグメント利益 (は損失)	3,272	23,057	5,068	1,995	9,479	851	7,934	13,719	524
セグメント資産	1,837,951	1,105,470	418,795	385,804	262,009	83,061	459,358	1,948,812	90,360
セグメント負債	469,467	76,235	13,442	-	3,401	493,664	173,984	136,683	55,349
その他の項目									
持分法投資利益 (は損失)	-	-	156	-	1,273	-	-	-	95
持分法適用会社への投資金額	-	-	4,699	-	31,482	-	-	-	5,257

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
業務粗利益	22,163	38,334	26,996	769	1,861	155,666
資金利益 (は損失)	17,301	41,481	8,805	690	2,465	86,177
非資金利益 (は損失)	4,861	3,147	18,190	79	603	69,489
経費	16,195	20,005	16,923	157	580	72,828
与信関連費用 (は益)	1,291	12,307	7,946	308	108	52,359
セグメント利益 (は損失)	4,676	6,020	2,126	303	1,389	30,478
セグメント資産	889,103	528,621	1,055,219	59,978	-	9,124,547
セグメント負債	5,096,190	8,558	591,500	47	-	7,118,525
その他の項目						
持分法投資利益 (は損失)	-	-	-	-	-	1,021
持分法適用会社 への投資金額	-	-	-	-	-	41,438

- (注) １．一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
- ２．経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれております。
- ３．与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されております。
- ４．セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
- ５．セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
- ６．「新生フィナンシャル」セグメントには、シンキ(株)の損益が含まれております。
- ７．「経営勘定/その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

４．報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（１）セグメント利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	30,478
のれん償却額	4,384
無形資産償却額	2,480
臨時的な費用	1,241
社債等消却益	4,336
その他	179
中間連結損益計算書の経常利益	18,214

（２）セグメント資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	金額
セグメント資産計	9,124,547
現金預け金	469,875
コールローン及び買入手形	31,526
債券貸借取引支払保証金	33,352
外国為替	12,327
割賦売掛金を除くその他資産	857,101
有形リース資産を除く有形固定資産	33,994
無形リース資産を除く無形固定資産	102,845
債券繰延資産	181
繰延税金資産	16,496
貸倒引当金	218,155
中間連結貸借対照表の資産合計	10,464,094

（３）セグメント負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

（単位：百万円）

負債	金額
セグメント負債計	7,118,525
コールマネー及び売渡手形	160,494
債券貸借取引受入担保金	140,806
借入金	1,336,159
外国為替	46
短期社債	20,400
社債	180,897
その他負債	830,551
賞与引当金	4,921
役員賞与引当金	29
退職給付引当金	7,423
役員退職慰労引当金	252
利息返還損失引当金	46,777
特別法上の引当金	3
繰延税金負債	2,606
中間連結貸借対照表の負債合計	9,849,897

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。したがって、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人部門』は「法人営業本部」、「ストラクチャードファイナンス本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「昭和リース」、「その他法人部門」を報告セグメントに、『金融市場部門』は「金融法人本部」、「市場営業本部」、「トレジャリー本部」、「その他金融市場部門」を報告セグメントに、『個人部門』は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービスを、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資、アドバイザリー業務等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人部門」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「トレジャリー本部」セグメントはALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。また、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券による証券業務、オルタナティブ投資、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社の損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支および経費のうち間接部門の経費を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接部門の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

なお、従来、与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されておりましたが、特に、コンシューマーファイナンス業務においては経常的に償却債権取立益が見込まれることから、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号平成23年3月29日改正）を踏まえ、当中間連結会計期間より、与信関連費用に償却債権取立益を含めております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較し、当中間連結会計期間の与信関連費用は、「法人営業本部」セグメントにおいて1百万円、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントにおいて361百万円、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントにおいて63百万円、「その他法人部門」セグメントにおいて8百万円、「金融法人本部」セグメントにおいて417百万円、「その他金融市場部門」セグメントにおいて559百万円、「リテールバンキング本部」セグメントにおいて41百万円、「新生フィナンシャル」セグメントにおいて4,504百万円、「アプラスフィナンシャル」セグメントにおいて29百万円それぞれ減少しており、各セグメントにおいてセグメント利益が同額増加しております。

３．報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
業務粗利益	2,112	10,343	6,112	7,143	6,828	1,544	2,525	2,606	1,509
資金利益 (は損失)	4,357	8,571	1,390	1,560	27	730	491	3,999	295
非資金利益 (は損失)	2,244	1,772	4,721	8,704	6,801	814	2,034	1,392	1,213
経費	2,921	2,413	1,966	3,869	1,282	1,167	1,624	561	2,075
与信関連費用 (は益)	3,196	7,701	363	1,400	500	282	1,324	-	543
セグメント利益 (は損失)	2,388	228	4,508	4,674	5,045	659	2,225	3,167	22
セグメント資産	1,656,477	983,707	341,567	370,743	139,097	106,328	407,614	1,664,664	81,282
セグメント負債	335,638	59,494	4,711	-	2,208	329,219	155,149	39,099	66,668
その他の項目									
持分法投資利益 (は損失)	-	-	9	-	1,057	-	-	-	2
持分法適用会社への投資金額	-	-	3,849	-	31,446	-	-	-	1,828

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバンキング本部	新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
業務粗利益	19,272	27,024	24,368	890	1,409	105,659
資金利益 (は損失)	15,365	29,111	6,715	800	1,548	60,749
非資金利益 (は損失)	3,907	2,087	17,652	89	138	44,910
経費	15,496	15,282	15,008	243	566	63,345
与信関連費用 (は益)	1,263	89	6,263	107	164	8,801
セグメント利益 (は損失)	2,513	11,831	3,095	539	1,007	33,512
セグメント資産	899,953	403,724	995,188	51,912	-	8,102,262
セグメント負債	5,056,413	4,781	545,596	42	-	6,599,023
その他の項目						
持分法投資利益 (は損失)	-	-	-	-	-	1,049
持分法適用会社への投資金額	-	-	-	-	-	37,124

- (注) １．一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
- ２．経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれております。
- ３．与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されております。
- ４．セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
- ５．セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
- ６．「新生フィナンシャル」セグメントには、シンキ(株)の損益が含まれております。
- ７．「経営勘定/その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予算差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

４．報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（１）セグメント利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	33,512
のれん償却額	4,001
無形資産償却額	2,242
臨時的な費用	1,161
その他	781
中間連結損益計算書の経常利益	26,888

（２）セグメント資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	金額
セグメント資産計	
現金預け金	8,102,262
コールローン及び買入手形	329,447
債券貸借取引支払保証金	30,187
外国為替	52,412
割賦売掛金を除くその他資産	22,201
有形リース資産を除く有形固定資産	447,956
無形リース資産を除く無形固定資産	34,774
債券繰延資産	89,480
繰延税金資産	159
貸倒引当金	16,017
	184,330
中間連結貸借対照表の資産合計	8,940,569

（３）セグメント負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

（単位：百万円）

負債	金額
セグメント負債計	
コールマネー及び売渡手形	6,599,023
債券貸借取引受入担保金	140,229
借入金	223,069
外国為替	547,252
短期社債	16
社債	43,600
その他負債	163,603
賞与引当金	551,702
役員賞与引当金	4,335
退職給付引当金	22
役員退職慰労引当金	7,085
利息返還損失引当金	195
特別法上の引当金	29,934
繰延税金負債	1
	381
中間連結貸借対照表の負債合計	8,310,453

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	96,596	51,082	31,519	75,586	254,785

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	78,567	46,535	18,126	80,542	223,770

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバ ンキング 本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナ ンシャル	アプラス フィナン シャル	その他		
減損損失	219	690	-	-	233	1,144

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
減損損失	-	-	-	-	-	-	1	-	3

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバ ンキング 本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィ ンシャル	アプラス フィン シャル	その他		
減損損失	46	139	-	-	716	906

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他金融市場部門
当中間期償却額									
のれん	-	-	-	1,132	-	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	349	-	-	-	-	-
当中間期末残高									
のれん	-	-	-	31,449	-	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	4,631	-	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバ ンキング 本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナ ンシャル	アプラス フィナン シャル	その他		
当中間期償却額						
のれん	-	2,777	474	0	-	4,384
無形資産	-	2,130	-	-	-	2,480
当中間期末残高						
のれん	-	17,445	4,624	7	-	53,513
無形資産	-	18,136	-	-	-	22,768

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクショonz本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	トレジャーリー本部	その他金融市場部門
当中間期償却額のれん	-	-	-	1,132	-	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	332	-	-	-	-	-
当中間期末残高のれん	-	-	-	29,184	-	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	3,951	-	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定 / その他	合計
	リテールバン キング 本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナ ンシャル	アプラス フィナン シャル	その他		
当中間期償却額						
のれん	-	2,448	420	0	-	4,001
無形資産	-	1,909	-	-	-	2,242
当中間期末残高						
のれん	-	12,562	3,784	6	-	45,524
無形資産	-	14,327	-	-	-	18,278

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

(共通支配下の取引等)

当行は、平成23年 6 月22日締結の基本合意書に基づき、平成23年 9 月30日付で当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成23年10月 1 日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

1 . 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 消費者金融業

事業の内容 新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部 (同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務 (過払金返還債務を含む) 並びに同契約上の地位を除く)

(2) 企業結合日

平成23年10月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当行を譲受会社、新生フィナンシャル株式会社を譲渡会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社新生銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス (「新生銀行カードロ - ン レイク」ブランド) を提供することにより収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、新生フィナンシャル株式会社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM、ACM (自動契約機) 、及びその他の消費者金融業に係る資産・負債の一部 (同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務 (過払金返還債務を含む) 並びに同契約上の地位を除く) を譲り受けたものです。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号平成20年12月26日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	205.83	214.07

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	611,154	630,116
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	64,894	61,991
(うち新株予約権)	百万円	1,413	1,357
(うち少数株主持分)	百万円	63,481	60,633
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	546,260	568,124
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	2,653,919	2,653,919

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益金額	円	8.59	7.66
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	16,883	20,350
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	16,883	20,350
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,919	2,653,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権21種類 (新株予約権の数21,254個)。	新株予約権19種類 (新株予約権の数18,464個)。

(注) なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	9 313,424	9 223,180
コールローン	-	30,187
債券貸借取引支払保証金	3,050	13,784
買入金銭債権	408,701	237,564
特定取引資産	2 182,828	2 193,654
金銭の信託	9 360,976	9 343,854
有価証券	1, 2, 9 3,701,794	1, 2, 9 2,636,008
投資損失引当金	3,370	3,370
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 14 3,973,251	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 14 4,060,852
外国為替	42,069	22,201
その他資産	9 350,248	9 397,683
有形固定資産	11 18,236	11 17,956
無形固定資産	9,987	8,306
債券繰延資産	182	159
繰延税金資産	1,894	-
支払承諾見返	9,603	9,104
貸倒引当金	114,877	110,152
資産の部合計	9,258,002	8,080,974
負債の部		
預金	9 5,565,258	9 5,641,687
譲渡性預金	174,046	152,986
債券	352,570	315,890
コールマネー	9 160,330	9 140,229
債券貸借取引受入担保金	9 265,028	9 178,987
特定取引負債	144,375	155,221
借入金	9, 12 1,405,648	9, 12 315,428
外国為替	218	179
社債	13 222,268	13 208,185
その他負債	9 335,798	9 329,798
未払法人税等	314	307
リース債務	3	2
資産除去債務	4,003	4,109
その他の負債	331,476	325,379
賞与引当金	4,149	1,922
繰延税金負債	-	2,299
支払承諾	9 9,603	9 9,104
負債の部合計	8,639,296	7,451,922

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	117,980	119,910
利益準備金	11,035	11,566
その他利益剰余金	106,944	108,344
繰越利益剰余金	106,944	108,344
自己株式	72,558	72,558
株主資本合計	637,091	639,022
その他有価証券評価差額金	15,346	6,935
繰延ヘッジ損益	4,452	4,393
評価・換算差額等合計	19,799	11,328
新株予約権	1,413	1,357
純資産の部合計	618,705	629,051
負債及び純資産の部合計	9,258,002	8,080,974

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	113,563	86,376
資金運用収益	64,840	49,978
(うち貸出金利息)	38,181	32,092
(うち有価証券利息配当金)	20,513	16,056
役務取引等収益	7,092	7,830
特定取引収益	10,960	9,617
その他業務収益	20,118	2,768
その他経常収益	¹ 10,552	¹ 16,181
経常費用	107,429	78,024
資金調達費用	28,232	21,868
(うち預金利息)	18,297	14,976
(うち社債利息)	6,871	4,247
役務取引等費用	5,402	4,863
特定取引費用	5,479	2,915
その他業務費用	4,278	9,939
営業経費	² 31,263	² 28,572
その他経常費用	³ 32,772	³ 9,865
経常利益	6,134	8,351
特別利益	⁴ 6,679	59
特別損失	⁵ 2,044	⁵ 1,427
税引前中間純利益	10,769	6,983
法人税、住民税及び事業税	365	379
法人税等調整額	1,820	2,019
法人税等合計	1,454	2,399
中間純利益	9,314	4,584

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	476,296	512,204
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	476,296	512,204
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	43,558	79,465
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	43,558	79,465
資本剰余金合計		
当期首残高	43,558	79,465
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	43,558	79,465
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	11,035	11,035
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	530
当中間期変動額合計	-	530
当中間期末残高	11,035	11,566
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	95,773	106,944
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	3,184
中間純利益	9,314	4,584
当中間期変動額合計	9,314	1,399
当中間期末残高	105,088	108,344
利益剰余金合計		
当期首残高	106,809	117,980
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	9,314	4,584
当中間期変動額合計	9,314	1,930
当中間期末残高	116,124	119,910

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
自己株式		
当期首残高	72,558	72,558
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	72,558	72,558
株主資本合計		
当期首残高	554,105	637,091
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	9,314	4,584
当中間期変動額合計	9,314	1,930
当中間期末残高	563,420	639,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	361	15,346
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9,764	8,410
当中間期変動額合計	9,764	8,410
当中間期末残高	9,402	6,935
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	192	4,452
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,576	59
当中間期変動額合計	1,576	59
当中間期末残高	1,769	4,393
評価・換算差額等合計		
当期首残高	168	19,799
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	11,341	8,470
当中間期変動額合計	11,341	8,470
当中間期末残高	11,172	11,328
新株予約権		
当期首残高	1,672	1,413
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	60	55
当中間期変動額合計	60	55
当中間期末残高	1,611	1,357

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	555,947	618,705
当中間期変動額		
剰余金の配当	-	2,653
中間純利益	9,314	4,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,402	8,415
当中間期変動額合計	2,087	10,345
当中間期末残高	553,859	629,051

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成23年 9月30日)				
1. 特定取引資産・負債の評価基準 及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。				
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。				
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。				
4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。				
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	建物	8年～50年	その他	2年～20年
建物	8年～50年				
その他	2年～20年				

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
6.繰延資産の処理方法	繰延資産は次のとおり処理しております。 (1) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 (2) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。
7.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83,133百万円（前事業年度末は90,278百万円）であります。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9．ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 (ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
10．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
11．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月 4 日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
1 . 関係会社の株式及び出資金総額 448,052百万円 2 . 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により借り入れている有価証券、現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは23,948百万円であります。 3 . 貸出金のうち、破綻先債権額は7,263百万円、延滞債権額は237,719百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 4 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は1,602百万円であります。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,786百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は251,372百万円であります。 なお、上記 3 . から 6 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	1 . 関係会社の株式及び出資金総額 447,716百万円 2 . 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により借り入れている有価証券、現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは30,235百万円であります。 3 . 貸出金のうち、破綻先債権額は6,520百万円、延滞債権額は216,289百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 4 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は738百万円であります。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,567百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は227,116百万円であります。 なお、上記 3 . から 6 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																																								
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は225百万円であります。 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、28,854百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>2,131,714百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>206,497百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>10,620百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,752百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>160,000百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>265,028百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>1,265,148百万円</td></tr> <tr> <td>その他負債</td><td>26百万円</td></tr> <tr> <td>支払承諾</td><td>922百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券239,801百万円を差し入れております。 また、金銭の信託のうち、子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金は5,748百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12,136百万円、保証金は6,692百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,275百万円であります。	現金預け金	10百万円	有価証券	2,131,714百万円	貸出金	206,497百万円	その他資産	10,620百万円	預金	1,752百万円	コールマネー	160,000百万円	債券貸借取引受入担保金	265,028百万円	借入金	1,265,148百万円	その他負債	26百万円	支払承諾	922百万円	7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は145百万円であります。 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、19,944百万円であります。 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>911,665百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>124,482百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産</td><td>15,662百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>702百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>140,000百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>178,987百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>187,928百万円</td></tr> <tr> <td>その他負債</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>支払承諾</td><td>922百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券426,076百万円を差し入れております。 また、金銭の信託のうち、子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金は26,384百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は925百万円、保証金は6,608百万円、デリバティブ取引の差入担保金は14,708百万円であります。	現金預け金	10百万円	有価証券	911,665百万円	貸出金	124,482百万円	その他資産	15,662百万円	預金	702百万円	コールマネー	140,000百万円	債券貸借取引受入担保金	178,987百万円	借入金	187,928百万円	その他負債	17百万円	支払承諾	922百万円
現金預け金	10百万円																																								
有価証券	2,131,714百万円																																								
貸出金	206,497百万円																																								
その他資産	10,620百万円																																								
預金	1,752百万円																																								
コールマネー	160,000百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	265,028百万円																																								
借入金	1,265,148百万円																																								
その他負債	26百万円																																								
支払承諾	922百万円																																								
現金預け金	10百万円																																								
有価証券	911,665百万円																																								
貸出金	124,482百万円																																								
その他資産	15,662百万円																																								
預金	702百万円																																								
コールマネー	140,000百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	178,987百万円																																								
借入金	187,928百万円																																								
その他負債	17百万円																																								
支払承諾	922百万円																																								

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,194,674百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,039,298百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,235百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金101,900百万円が含まれております。 13. 社債には、劣後特約付社債211,016百万円が含まれております。 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,585百万円であります。	10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,372,948百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,158,117百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,980百万円 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金93,500百万円が含まれております。 13. 社債には、劣後特約付社債202,534百万円が含まれております。 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,961百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)								
1 . 「その他経常収益」には、金銭の信託運用益9,011百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>1,137百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>1,969百万円</td></tr> </table> 3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額25,208百万円、貸出金償却6,116百万円を含んでおります。 4 . 特別利益には、償却債権取立益2,182百万円、社債等消却益4,336百万円を含んでおります。 5 . 特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3 月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月31日) の適用に伴い期首時点で発生する影響額1,303百万円を含んでおります。	有形固定資産	1,137百万円	無形固定資産	1,969百万円	1 . 「その他経常収益」には、株式等売却益7,145百万円、金銭の信託運用益6,543百万円、償却債権取立益1,452百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>940百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>1,716百万円</td></tr> </table> 3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,275百万円、貸出金償却2,014百万円、株式等償却5,272百万円を含んでおります。 ----- 5 . 特別損失には、固定資産の減損損失767百万円を含んでおり、事業環境等を勘案し、移転・統合により廃止を決定した店舗等の資産や、システム更新等により遊休化したソフトウェアについて、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損したものであります。固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産280百万円及び無形固定資産486百万円であります。	有形固定資産	940百万円	無形固定資産	1,716百万円
有形固定資産	1,137百万円								
無形固定資産	1,969百万円								
有形固定資産	940百万円								
無形固定資産	1,716百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

.前中間会計期間(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

1 . 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位 : 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	-	-	96,427	
合計	96,427	-	-	96,427	

2 . 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当中間会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

.当中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

1 . 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位 : 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	-	-	96,427	
合計	96,427	-	-	96,427	

2 . 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月 2 日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産
主として工具、器具及び備品であります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産
主として工具、器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	3,081	3,529
1年超	21,830	22,123
合 計	24,912	25,653

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	85	78
1年超	57	53
合 計	142	132

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年 3月31日現在）

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社株式	440,326
関連会社株式	2,457
合計	442,783

当中間会計期間（平成23年 9月30日現在）

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）
子会社株式	440,307
関連会社株式	2,457
合計	442,764

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

(共通支配下の取引等)

当行は、平成23年 6 月22日締結の基本合意書に基づき、平成23年 9 月30日付で当行の連結子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成23年10月 1 日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

1 . 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 消費者金融業

事業の内容 新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部 (同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務 (過払金返還債務を含む) 並びに同契約上の地位を除く)

(2) 企業結合日

平成23年10月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当行を譲受会社、新生フィナンシャル株式会社を譲渡会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社新生銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス (「新生銀行カードロ - ン レイク」ブランド) を提供することにより収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、新生フィナンシャル株式会社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM、ACM (自動契約機) 、及びその他の消費者金融業に係る資産・負債の一部 (同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務 (過払金返還債務を含む) 並びに同契約上の地位を除く) を譲り受けたものです。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号平成20年12月26日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益金額		4.74円	1.72円
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	9,314	4,584
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	9,314	4,584
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,919	2,653,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権21種類 (新株予約権の数21,245個)。	新株予約権19種類 (新株予約権の数18,464個)。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。